

町内自治振興補助金交付規則に係る取扱基準

制定 平成 8年 4月 1日市民生活局長決裁

改正 平成22年 5月25日地域づくり推進課長決裁

平成22年10月 1日地域づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、町内自治振興補助金交付規則(昭和47年規則第35号)に基づき、その円滑な運用を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 町内自治振興補助金交付規則第2条に規定する市長が認める団体とは、次の各号に掲げる要件を備えた団体をいう。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的とし、この目的を達成するために必要な事業を行っていること。
- (2) その組織の区域が、原則として、面的に連続し、住民にとって客観的な境界により定められ地域の一体性を有していること。
- (3) その区域に住所を有する全ての世帯は、構成員となることができるものとし、その相当数の世帯が現に構成員となっていること。
- (4) その組織の運営を公正かつ円滑に行うために規約を定めていること。

(関係書類の徴収)

第3条 団体の新設時等における届出については、前条の各号の要件を満たしていることを確認するために、次に定める書類を団体の代表者から徴収するものとする。

- (1) 団体の新設等届出書
- (2) 団体の規約
- (3) 団体の予算書及び事業計画書
- (4) 団体の区域を示した地図
- (5) その他必要な書類

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。